

豊橋市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公募等)

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該公の施設に係る指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公募の手続をとる暇がないとき、その他公募を行わないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、所定の申請書に指定管理者の指定を受けようとする公の施設の管理の業務に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）その他市長等が必要と認める書類を添えて申請期間内に市長等に申請しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による申請がないとき、又は次条第1項の候補者として選定すべき団体がないときは、再度前条の規定による公募をすることができる。

(選定)

第4条 市長等は、前条の規定による申請があったときは、当該団体（申請資格を有するものに限る。以下「申請者」という。）について、次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 市民の平等な利用を確保し、及び質の高いサービスを行うことが図られること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有しており、又は確保される見込みがあること。
- (4) その他市長等が公の施設の性質又は目的に応じて定める基準

2 市長等は、前項の規定により指定管理者の候補者として選定した団体（以下「被選定者」という。）を指定管理者に指定することができなくなったとき、又は被選定者について著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者（当該被選定者を除く。）の中から再度同項の規定により指定管理者の候補者を選定することができる。

(指定管理者の指定)

第5条 市長等は、被選定者を議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(協定の締結)

第6条 前条第1項の規定により指定された指定管理者は、市長等と次に掲げる事項について公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に記載された事項
- (2) 事業報告書に関する事項
- (3) 市が支払うべき管理に係る経費に関する事項
- (4) その他市長等が定める事項

(事業報告書の提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、その管理する公の施設に関し、市長等が定める事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日後速やかに、当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、必要に応じ、指定管理者にその管理の業務及び経理の状況に係る報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 市長等は、前項の規定による取消し又は停止を行ったときは、その旨を告示するものとする。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、速やかに、その管理しなくなった公の施設及び設備等を原状に回復しなければならない。ただし、市長等の承認を得たときは、この限りでない。

(市長等による管理)

第11条 市長等は、第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により管理の業務を行うこととするときは、あらかじめその旨を告示するものとする。

(損害賠償)

第12条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設又は設備等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長等が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第13条 指定管理者又は公の施設の管理の業務に従事している者は、その管理する公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。